

薬生食輸発1220第1号  
平成30年12月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(スーダン産ごまの種子の2,4-D、中国産にんにくの茎のプロシミドン、フィリピン産バナナのピフェントリン及びベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成30年12月17日付け薬生食輸発1217第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、輸入時に実施した、スーダン産生鮮ごまの種子、中国産生鮮にんにくの茎及びベトナム産生鮮ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のモニタリング検査において、残留農薬の食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、スーダン産ごまの種子、中国産にんにくの茎及びベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)に係る残留農薬のモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からフィリピン産バナナのピフェントリンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成30年12月20日	スーダン	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(2,4-D)	MIRAI GENERAL TRADING LLC(アラブ首長国連邦) OMER MOHAMED FOR IMPORT & EXPORT
	中国	にんにくの茎及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシミドン)	LAIWU EVER GREEN FOOD CO., LTD.
	ベトナム	ピタヤ(ドラゴンフルーツ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メタラキシル及びメフェノキサム)	DOLE VIETNAM COMPANY LIMITED